

高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託 仕様書

1 委託業務名

高知市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務

2 事業の目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく「母子福祉資金貸付金」、「父子福祉資金貸付金」及び「寡婦福祉資金貸付金」の貸付を受け、その償還金が未納である者に対する回収業務に関し、民間の債権回収業者又は弁護士法人に委託することにより収納額の向上を図り、貸付制度の適正な運営に寄与することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 委託する業務内容

- ① 借主、連帯借主及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、その権限があることを示すこと。
- ② 債務者等への納付催告及び債務者等の経済状況を考慮した納付交渉を行うこと。なお、分割納付の相談を受けた際は、本市が認めた範囲において各月の納付額等を決定し、収納業務及び債権管理業務を行うこと。
- ③ 未収金の回収状況について、次の報告等を行うこと。

ア 月次報告

受託者は、収納した未収金にかかる情報を、1 月ごとに、当月の収納件数・債務者等の氏名、貸付番号・収納金額・収納日・払込金額の項目を明示した様式（任意様式）により翌月 5 日（ただし、5 日が本市の閉庁日の場合は翌開庁日）までに本市に提出しなければならない。

なお、3 月 1 日から 3 月 15 日までに収納した未収金にかかる前段の情報は、当該月の 17 日までに本市に提出しなければならない。また、3 月 16 日から 3 月 31 日までに収納した未収金にかかる前段の情報は、本市が指定した期日までに本市に提出しなければならない。

イ 入金報告

受託者は、債務者等から入金があった場合、入金日から 1 週間以内に、債務者等の氏名・納入した者の氏名・収納金額・収納日の項目を明示した様式（任意様式）により本市に報告しなければならない。

ウ 随時報告

債務者等とのトラブルや苦情、新たに知り得た情報等は、随時報告すること。特に、債務者等の破産開始手続、民事再生手続等の申立や時効の援用の申し出があった場合、又は死亡その他重大な変化があった場合は、速やかに本市に報告すること。

エ 交渉記録

受託者は、債務者等との交渉の記録を作成し、これを善良な管理者の注意義務を持って保管し、本市が求めたときは、交渉記録を本市に提供しなければならない。

④ 元金及び利子の収納及び本市への納入を行うこと。

受託者は、収納した未収金を、本市が発行する納入通知書又は受託者が指定する方法により、翌月 15 日（ただし、15 日が金融機関の休業日の場合は翌開業日）までに本市に払い込まなければならない。やむを得ず払込みが遅延する場合は、速やかに文書により本市に報告しなければならない。なお、受託者が 3 月 1 日から 3 月 15 日までに収納した未収金については、3 月 31 日までに高知本市公金口座へ入金となるように、期間を考慮し本市が発行する納入通知書又は受託者が指定する方法により金融機関へ払い込まなければならない。また、受託者が 3 月 16 日から 3 月 31 日までに収納した未収金についても、可能なものは 3 月 31 日までに本市公金口座へ入金となるように、金融機関で振込手続をするものとする。なお、この場合の振込手数料は受託者の負担とする。

3 月 31 日までに払込みができなかった収納した未収金は、翌月 15 日までに本市が発行する納入通知書又は受託者が指定する方法により本市に払い込まなければならない。

⑤ 納付催告に反応がない場合や所在不明状態にある場合の債務者等の最終住所地までの調査を行うこと。

⑥ 債務者等からの問合せ、苦情、トラブル等の対苦情等への対応を行うこと。

(2) 委託債権の回収不能事案の報告に係る業務内容

- ① 前記(1)による委託債権の回収に係る業務を実施しても、回収不能であることが明らかな事案については、戸籍及び住民票等の証拠資料並びに調査記録を添付し、回収不能報告書を本市に提出するものとする。
- ② 回収不能の基準は、次に掲げる事由に該当する場合とするが、〔回収不能の基準〕オ及びカに示す場合については、回収不能報告書の提出は不要とする。
- ③ 回収不能の基準に示す事由の他、回収不能と判断する事由がある場合は、①の対応を行うものとする。

〔回収不能の基準〕

ア 債務者等について、戸籍及び住民票等の取得や追跡調査を実施しても所在が判明しないとき。

イ 債務者等が死亡し、その相続人が不存在であるとき。

ウ 債務者等が破産法（平成 16 年法律第 75 号）その他の法令の規定により、委託債権について、免責されているとき。

エ 委託債権について、債務者等から時効の援用の申出があったとき。

オ 債務者等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているとき。

カ 債権を委託後、1 年以上回収できず、納付約束もできていないとき。

キ その他、本市が回収困難と判断したとき。

(3) 委託する債権

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る過年度未収金のうち、支払期限が全て到来しており、かつ、収納率が低い貸付金債権など本市が指定する債権
- ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金のうち、支払期限が全て到来していないが、定期的な納付が実行されていない貸付金債権など本市が指定する債権

(4) 委託する債権額（予定）

- ① 債権額 32,000,000 円程度
- ② 債権数 約 70 件

なお、委託期間中においても委託対象債権を随時追加する場合がある。

(5) 業務実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

4 委託料

本委託業務により受託者が回収した金額に成功報酬率を乗じた成功報酬及び回収不能報告書作成額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払うものとする。なお、委託費に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、受託通知書の送付費用、戸籍及び住民票の取得費用等の諸経費並びに本業務の実施に要する費用一切は、すべて受託者の負担とする。

5 その他留意すべき事項

(1) 守秘義務

業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示、漏えいしてはならない。

(2) 再委託の禁止

業務の実施にあたり、書面による本市の承諾がある場合を除き、再委託は認めない。

(3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、受託者において対応すること。

(4) 法令遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法、弁護士法、貸金業法、本市条例等を遵守すること。

(5) 安全確保及び損害賠償

- ① 受託者は安全の確保に万全を期すること。
- ② 業務の実施にあたり、受託者が損害を受けても、本市は補償しない。
- ③ 受託者は、債務者等、第三者に損害を与えないように注意すること。
- ④ 受託者の故意又は過失により本市、債務者等又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市に報告するとともに、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 書類の保管

法令等に基づき、当該公金事務に関する徴収・収納事務の内容を確認できる帳簿書類を備え付け、適正に記載し、保存すること。

(7) 契約終了後の措置

- ① 受託者は、本業務専用預金口座を設けている場合、契約が終了した時は直ちに当該口座を閉鎖するとともに、保管している金額を本市に報告し、本市の提示する納入通知書により、当該金額を本市に納めなければならない。
- ② 履行期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を本市に引き継ぐこと。
- ③ 本業務における債務者等との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、次期受託者の業務に活用するため、すべて本市に無償で提供するとともに、経過記録及び情報に関する問い合わせに対し、契約期間終了後においても誠実に対応すること。
- ④ 本市が提供した電子データ及び資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後は速やかに本市に返却すること。

(8) 個人情報の取扱いについて

受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。

また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち毎年10月に高知本市個人情報取扱業務委託に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

(9) 高知市指定公金事務取扱者

本業務は公金の徴収等が委託内容に含まれるため、本市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定を受けること。また、同法第243条の2第8項の規定に基づき、高知市会計管理者（以下「会計管理者」という。）が業務の実施状況について随時に検査を行うものとし、受託者に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。なお、検査の内容については、会計管理者は、あらかじめ書面にて通知する。